政　令

貿易保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第一号

貿易保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の一部の施行に伴い、並びに貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十一条第二項第一号ト、第三十四条第二項及び第五十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十一条とし、第十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

（出資外国法人等貿易保険）

第二十条　法第三十一条第二項第一号トの政令で定める者は、日本国の政府及び地方公共団体とする。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（貿易代金貸付保険）

第二十二条の二　法第三十四条第二項の附帯の債権は、次のとおりとする。

一　利子

二　遅延損害金

第三十三条中「十五年」を「三十年」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項中「第一号」を削り、「この条において」を「この条及び次条において」に改め、同条第三項中「第二号」を削り、「この条において」を「この条及び次条において」に改める。

第四十条の三中「次のとおりとする。」を「前年度における調整後特定健康診査実施率に前年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の六十六以上であることとする。」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の調整後特定健康診査実施率は、当該前年度における当該保険者に係る特定健康診査の実施率から当該前年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値を控除して得た率を当該前年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の標準偏差で除して得た率に当該前年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

一　特定健康診査の対象者の数が五千人未満の市町村（次項において「小規模市町村」という。）

二　特定健康診査の対象者の数が五千人以上十万人未満の市町村

三　特定健康診査の対象者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者又は船員保険の保険者

四　国民健康保険組合

五　単一型健康保険組合

六　総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団

七　共済組合

3　第一項の調整後特定保健指導実施率は、当該前年度における当該保険者に係る特定保健指導の実施率から当該前年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の標準偏差で除して得た率に当該前年度における全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の平均値を控除して得た率を当該前年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の標準偏差を乗じて得た率に当該前年度における全ての小規模市町村に係る特定保健指導の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

一　小規模市町村

二　特定健康診査の対象者の数が五千人以上十万人未満の市町村

三　特定健康診査の対象者の数が十万人以上の市町村

四　国民健康保険組合

五　単一型健康保険組合

六　総合型健康保険組合、健康保険の保険者、船員保険の保険者又は日本私立学校振興・共済事業団

七　共済組合

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。